

令和3年度 第1回 焼津市地域公共交通会議 会議録	開催	日時	令和3年5月26日(水) 10時00分～11時30分																																							
		場所	焼津市役所本館 603 号室																																							
報告事項	(1)市内バス路線の利用状況等について(自主運行バス・路線バス) (2)焼津インターチェンジ周辺地域デマンド型乗合タクシーの利用状況について																																									
協議事項	(1)焼津インターチェンジ周辺地域デマンド型乗合タクシーの本格運行について (2)生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統関係)について																																									
出席委員 13名	<p>(公共交通会議)</p> <table border="0"> <tr><td>会長</td><td>福與 直己</td><td>(焼津市)</td></tr> <tr><td>委員(代理)</td><td>吉林 史仁</td><td>(しずてつジャストライン(株))</td></tr> <tr><td>委員(代理)</td><td>岸 哲矢</td><td>(株)アンビ・ア</td></tr> <tr><td>委員</td><td>杉本 徹</td><td>(静岡県タクシー協会志太榛原支部)</td></tr> <tr><td>委員</td><td>江間 綾子</td><td>(中部運輸局静岡運輸支局)</td></tr> <tr><td>委員</td><td>山田 裕一</td><td>(しずてつジャストライン労働組合)</td></tr> <tr><td>委員(代理)</td><td>長田 清孝</td><td>(静岡県交通基盤部)</td></tr> <tr><td>委員</td><td>井上 寿晃</td><td>(静岡県焼津警察署)</td></tr> <tr><td>委員</td><td>古川 泰雄</td><td>(焼津市自治会連合会)</td></tr> <tr><td>委員</td><td>遠藤 耕輔</td><td>(さわやかクラブやいづ連合会)</td></tr> <tr><td>委員</td><td>村上 とき子</td><td>(焼津市民生委員児童委員協議会)</td></tr> <tr><td>委員</td><td>神谷 剛史</td><td>(焼津市社会福祉協議会)</td></tr> <tr><td>委員</td><td>渡辺 央</td><td>(静岡福祉大学)</td></tr> </table>			会長	福與 直己	(焼津市)	委員(代理)	吉林 史仁	(しずてつジャストライン(株))	委員(代理)	岸 哲矢	(株)アンビ・ア	委員	杉本 徹	(静岡県タクシー協会志太榛原支部)	委員	江間 綾子	(中部運輸局静岡運輸支局)	委員	山田 裕一	(しずてつジャストライン労働組合)	委員(代理)	長田 清孝	(静岡県交通基盤部)	委員	井上 寿晃	(静岡県焼津警察署)	委員	古川 泰雄	(焼津市自治会連合会)	委員	遠藤 耕輔	(さわやかクラブやいづ連合会)	委員	村上 とき子	(焼津市民生委員児童委員協議会)	委員	神谷 剛史	(焼津市社会福祉協議会)	委員	渡辺 央	(静岡福祉大学)
会長	福與 直己	(焼津市)																																								
委員(代理)	吉林 史仁	(しずてつジャストライン(株))																																								
委員(代理)	岸 哲矢	(株)アンビ・ア																																								
委員	杉本 徹	(静岡県タクシー協会志太榛原支部)																																								
委員	江間 綾子	(中部運輸局静岡運輸支局)																																								
委員	山田 裕一	(しずてつジャストライン労働組合)																																								
委員(代理)	長田 清孝	(静岡県交通基盤部)																																								
委員	井上 寿晃	(静岡県焼津警察署)																																								
委員	古川 泰雄	(焼津市自治会連合会)																																								
委員	遠藤 耕輔	(さわやかクラブやいづ連合会)																																								
委員	村上 とき子	(焼津市民生委員児童委員協議会)																																								
委員	神谷 剛史	(焼津市社会福祉協議会)																																								
委員	渡辺 央	(静岡福祉大学)																																								
欠席委員	(一社)静岡県バス協会 堀内 哲郎 静岡県島田土木事務所 稲垣 信之																																									
オブザーバー	焼津市建設部長 久保山 巖夫																																									
傍聴者	2名																																									
議事内容																																										
会議の成立	委員総数15名の内13名が出席している。過半数を超えているため会議は成立する。																																									
報告事項 (1)・(2)	<p>(1)市内バス路線の利用状況等について(自主運行バス・路線バス) *資料 P.1～6</p> <p>(2)焼津インターチェンジ周辺地域デマンド型乗合タクシーの利用状況について *資料 P.7～9</p> <p>【質問・説明等】 ○村上委員：一色和田浜線は利用者数が多いにも関わらずの市補助額が多いのはなぜか。 ⇒事務局：焼津岡部線、五十海大住線、藤枝吉永線、藤枝相良線は市をまたがって運行する地域間幹線の路線であり、国及び県から補助が出ている。一方で、一色和田浜線は市内のみの運行路線であり、焼津市のみが補助を行っているため市補助額が他の路線に比べ多い。また、運行経路が長いため、運行経費が高くなり市補助額が多い。</p>																																									

	<p>○遠藤委員：デマンド型乗合タクシーの登録世帯が 131 世帯、登録者数が 292 人とあるが、1 世帯に対して登録している人数が少ないのではないかと。  ⇒事務局：登録の申込みがあった際、申込者の家族の方も登録していただくよう声掛けは実施した。しかし、世帯によって登録の必要性を感じている人数が異なるため世帯による登録者数も異なる。また、車を所有している方は、登録の必要性を感じない方が多いため、現状の登録者数となっている。</p> <p>○遠藤委員：登録人数が 292 人で実利用者数が 44 人は少ないのではないかと。もう少し PR 等をした方がよいのではないかと。  ⇒事務局：44 人の方は、移動手段がない方であり、数多く利用していただいている。過去の協議会においても同様の意見があり、本格運行の際は、町内会単位で声掛け等を実施し周知に努めていく予定である。</p>
<p>協議事項 (1)・(2)</p>	<p>(1) 焼津インターチェンジ周辺地域デマンド型乗合タクシーの本格運行について  *資料 P. 10～17</p> <p><b>【質問・説明等】</b></p> <p>○神谷委員：本格運行の周知はどのように実施していくのか。  ⇒事務局：本格運行になった際は、その旨を案内するため、あらためて時刻表を各世帯に配布する予定である。また、地域の協議会と協力し、組長や町内会長に直接声かけを実施し、住民の方への周知をより図る予定である。</p> <p>○神谷委員：声掛けについては必要であれば私も協力する。組合や町内会へ一緒に説明に伺うことは良い方法である。  一方、受け取る方が意識しないと情報が広がらないと思う。口コミも重要になると考えられるためデイサービス施設等へ伺い話をするのも良いのではないかと。  ⇒事務局：いただいたご意見を踏まえ、今後のスケジュールの中で周知に努める。また、その際、ご協力をお願いしたい。</p> <p>協議事項 (1) の地図に記載している対象地域内に停留所の追加は可能か。  ⇒事務局：停留所の追加については、10 月の本格運行に間に合わせることは困難だが、今後要望があれば、地域の協議会及び焼津市地域公共交通会議に諮り追加・改善を検討していく。</p> <p>○遠藤委員：停留所について焼津駅北口は駅直近に停留所があるが、利用客が多い甲賀病院、大村公民館、J A 大村支店では施設の前に停留所を置いているのか。藤枝市では、病院の施設前まで車両が進入できる状況にある。  ⇒杉本委員：各施設に乗降方法、乗降場所の許可をいただき、停留所を決めている。例えば J A 大井川大村支店は、玄関口の横に停留所を設置している。</p> <p>○江間委員：本格運行の際の運行事業者は入札により決定するのか。また、運行区域、運行場所、運行時刻、運賃は試験運行時と同様とするのか。  ⇒事務局：試験運行の際は入札により運行事業者を決定したため、本格運行の際にも同じように入札で運行事業者を決定する予定である。運行内容については、試験運行と同じ内容で申請を行う予定であり、静岡運輸支局への申請に対応できる事業者を選定する。</p>

○江間委員：本格運行の際は、道路運送法第4条の乗合許可が必要であることや、道路運送法第21条の許可に比べて、審査書類が多いため、不明点等あれば事業者から問い合わせをいただければと思う。申請については7月末を目途にお願いしたい。なお、乗合許可における運行事業者の法令試験については、現在は申請前でも試験が可能となった。

○渡辺委員：乗合率、利用率を高めることは重要であると思うが、コロナ禍において家族以外の方と乗り合うことに抵抗があるのではないかと。また、バスに比べタクシーは密室感があるため、その抵抗が大きいといえる。これらを踏まえ、本格運行の際、乗合に対する安心感を向上させる取り組み等実施する予定はあるか。

⇒杉本委員：今後配慮していきたい。現在、運転手の消毒、運転席と客席における飛沫飛散防止シートの設置による感染防止対策を実施している。今後さらにできることがあれば実施していく予定である。

乗合となった場合の乗客同士を隔てるアクリル板等の対策は実施していないが、乗客同士の感染防止対策として、車両に消毒液を新たに設置し、マスクを持っていないお客様については、無料でマスクを配布し着用の上、乗車していただいている。また、プラズマクラスターイオンが発生するエアコンを車両に搭載し、換気を実施している。

⇒福與会長：焼津市では、今後、タクシー事業者に対し、感染防止対策に関わる支援として車両1台に1万円の補助を予定している。

○古川委員：デマンド型乗り合いタクシーは、事前登録制との記載があるが、登録者しか乗車できないのか。例えば、登録者とその親戚での乗合はできないのか。また、ドア to ドア型の運行の際には別の申請が必要なのか。

⇒事務局：ドア to ドア型の運行を行う場合は、静岡運輸支局への申請の際に運行方法にその旨を記載する必要がある。約1年半の試験運行により自宅までの運行を実施しても全体の運行へ支障がないことが確認できたため、ドア to ドア型の運行を実施しているが、大井川地区のデマンド型乗合タクシーについては、自宅までの運行による全体の運行への影響が不明確であるため、まずは停留所方式での運行を予定している。その中で、既存の停留所を利用するだけでなく新たに停留所の追加の必要性について、自治会に対して希望や意見を伺っているところであり、その結果から検討を進め、7月に大井川分科会に諮り、その後公共交通会議にて協議を行う。

本デマンド型乗合タクシーは、目的を日常生活に必要な移動手段としているため、登録者の地域等を確認した上で運行に対応しているため、事前に登録した方のみ利用としている。

#### 【採択】

事務局案に賛成の方の挙手  
～賛成総意～  
事務局の提案通り実施する。

(2)生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統関係）について  
\*資料P.18～19

**【採択】**

事務局案に賛成の方の挙手  
～賛成総意～  
事務局の提案通り実施する。